

佐倉市告示第九十七号

本市内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第二項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成十七年三月三十日から効力を生ずる。

平成十七年三月二十九日

佐倉市長 渡貫博 孝

別紙

変更調書

新		旧		地番	
大字	字	大字	字		
飯野	谷津	鹿島 干拓		299の内～301の内 311の内 312～317 318の内 328の 内 329～331 337の1 33 8～340 341の1 341の2 342の1 342の2 343の1 343の2 344の1～344の4 345～365 366の1～366の 3 367 368の1 368の2 369の1 369の2 370～37 5 376の1～376の3 377～ 379 380の1 380の2 38 1～385 386の1 386の2 387～391 646の92の内 6 46の93～646の98 647の8 8の内 647の90の内～647の9 2の内 647の94の内～647の9 7の内 648の内 649 650	
			飯野	名食戸	188 198 199の1～199の 3 200・201の2合併の1 20 1の1 201の2 202の1～20 2の4 203の1 203の2 1, 479～1, 488
				東ノ上	345、346の1～346の3に隣接 する道路である国有地の一部
				辺田	1, 344の内
鹿島 干拓		下根	西口	174～192	
			大下	215、216の1、216の2、21 7、218の1、218の2、219の 1、220～223、225、256の 2の2に隣接する道路である国有地の全	

部

西口173の1に隣接する道路である国有地の全部

飯野	辺田	18の2 19の2 20の2 21の2 24の2 28の2 30の2 33の2 34の3 34の4 38の2 39の3 44の2 45の2 46の2 47の7 49の6 1, 216 1, 217の1 1, 217の2 1, 218~1, 225 1, 226の1 1, 226の3 1, 227~1, 233 1, 234の1 1, 234の2 1, 235~1, 242 1, 243の1 1, 243の2 1, 244~1, 246 1, 247の1 1, 247の2 1, 248~1, 254 1, 255の1 1, 256~1, 258 1, 259の1 1, 259の2 1, 260~1, 276 1, 277の1 1, 277の2 1, 278~1, 282 1, 285~1, 293 1, 294の1~1, 294の3 1, 295~1, 314 1, 315の1 1, 315の2 1, 316の1 1, 316の2 1, 324~1, 330 1, 331の1 1, 331の2 1, 332 1, 333 1, 334の1 1, 334の2 1, 335 1, 336 1, 337の内 1, 347の1の内 1, 348の内 1, 349 1, 350の1~1, 350の3 1, 351
	谷津	1, 352の1~1, 352の3 1, 353 1, 354 1, 355の1~1, 355の3 1, 356の1 1, 356の2 1, 357 1, 358 1, 359の内 1, 360の内 1, 430の内~1, 432の内 1, 433~1, 439 1, 448の内
岩名	畑戸	1, 305の2 1, 306の4 1,

				311の2 1, 312の2 1, 31 8の2
--	--	--	--	-----------------------------

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

備考 上記の土地の表示は、平成16年8月6日現在の土地登記簿謄本によるものである。

佐倉市告示第二百十七号

字の区域及び名称を変更する告示を訂正する告示

字の区域及び名称を変更する旨の告示（平成十七年三月二十九日告示第九十七号）の記載に誤りがあったので、次のように訂正する。

誤 国有地

正 公有地

平成十七年六月十三日

佐倉市長 渡貫博孝